

あわら市国民健康保険税率の改定について

(令和8年4月1日施行)

1 保険税率

改定の概要

(1) 保険税算定方法の変更

・現在の3項目(医療・後期・介護)に「子ども・子育て支援金納付金分」を追加

(2) 保険税率の県内統一に向けた改定

① 医療、後期、介護は、令和12年度からの保険税率の県内統一に向け、税率を改定する。

② 子ども・子育て分は、国の方針・福井県標準税率に基づき設定する。

③ 増額となる後期・介護は、令和8年、10年、12年の3回で以下を目安として改定

(令和7年度税率(A) + (県標準保険料(B) - 令和7年度税率(A)) ÷ 3回)

【1/3ずつ段階的に標準保険料率に近づける】

④ 減額となる医療分は、子ども・子育て分を吸収できる率まで令和8年度に減額

項目		令和7年度(A)	R8標準保険料(B)	令和8年度(C)	増減(A)-(C)
医療	①所得割	6.50%	6.07%	6.20%	▲ 0.30%
	②均等割	30,000円	26,908円	27,800円	▲ 2,200円
	③平等割	20,000円	17,470円	18,200円	▲ 1,800円
後期	①所得割	2.50%	2.76%	2.58%	+ 0.08%
	②均等割	8,000円	12,199円	9,300円	+ 1,300円
	③平等割	6,000円	7,920円	6,600円	+ 600円
介護	①所得割	2.00%	2.37%	2.12%	+ 0.12%
	②均等割	9,000円	12,574円	10,100円	+ 1,100円
	③平等割	6,000円	6,100円	6,000円	-
子ども・ 子育て	①所得割	-	0.15%	0.15%	皆増
	②-1均等割	-	664円	600円	皆増
	②-2 18歳以上均等割	-	48円	50円	皆増
	③平等割	-	433円	400円	皆増

(3) 世帯当たりの影響額 (令和7年度ベース)

項目	令和7年度	令和8年度(案)	増減
医療	107,108円	101,060円	▲ 6,048円
後期	36,479円	38,897円	+ 2,418円
介護	29,544円	31,297円	+ 1,753円
子ども・子育て	-	2,416円	+ 2,416円
計	173,131円	173,670円	+ 539円

2 賦課（課税）限度額の変更

令和7年度と比較し、超過世帯（限度額を超える世帯）割合の増加を抑えるとともに、区分間のバランスを整えるため、基礎課税額（医療分）の限度額が引き上げられる。また、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額については、他の区分の超過世帯割合と同程度の0.5%～1.5%の間となるよう設定された（厚労省発表資料より）。

	現行	改正後	増減
基礎課税額(医療分)	66万円	67万円	+1万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	—
介護納付金課税額	17万円	17万円	—
子ども・子育て支援納付金課税額	—	3万円	皆増
賦課限度額	109万円	113万円	+4万円

3 低所得者に係る軽減判定所得基準の変更

物価上昇、経済動向を踏まえ、判定基準の見直しが行われた。見直しは、被保険者数に乘じる金額を5割軽減は5千円、2割軽減は1万円の引き上げとなり、7割軽減については据え置きとなった。

	現行	改正後
7割軽減	基礎控除額(43万円) +{ 10万円×(給与所得者等の人数-1)}	基礎控除額(43万円) +{ 10万円×(給与所得者等の人数-1)}
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (30万5千円×被保険者数) +{ 10万円×(給与所得者等の人数-1)}	基礎控除額(43万円) + (31万円×被保険者数) +{ 10万円×(給与所得者等の人数-1)}
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (56万円×被保険者数) +{ 10万円×(給与所得者等の人数-1)}	基礎控除額(43万円) + (57万円×被保険者数) +{ 10万円×(給与所得者等の人数-1)}